

令和 2 年 6 月 4 日  
健康福祉部 児童家庭課  
電話 043-223-2325

## 千葉県児童相談所の管轄区域の見直しに係る答申について

令和 2 年 1 月 20 日に、知事から千葉県社会福祉審議会に諮問した、千葉県児童相談所の管轄区域の見直しについて、本日、下記のとおり千葉県社会福祉審議会の三沢委員長から知事に答申されました。

### 1 社会福祉審議会（児童福祉専門分科会社会的養護検討部会）の審議内容

- (1) 第 1 回目（1 月 21 日）管轄区域の考え方について
- (2) 第 2 回目（3 月 16 日）具体的な管轄区域の区分けについて

※審議においては、児童相談所の設置を表明している船橋市、柏市の将来的な設置を前提に行われた。

### 2 答申の概要

- (1) 1 か所当たりの管轄人口が全国平均を大きく上回っている現在の状況を改善するためには、県の児童相談所を 2 か所増設する必要がある。
- (2) 新たな管轄区域

児童相談所名	管轄市町村名
中央児童相談所	習志野市、市原市、八千代市
市川児童相談所	市川市、浦安市
柏児童相談所	野田市、流山市、我孫子市
銚子児童相談所	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
東上総児童相談所	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町
君津児童相談所	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町
新たな児童相談所①	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
新たな児童相談所②	松戸市、鎌ヶ谷市

※船橋市及び柏市を除く。

### 3 参考

- ・ 千葉県児童相談所の管轄区域の見直しについて（答申）
- ・ 児童相談所の管轄区域（新旧）